



熊本県公報

号外 第45号
令和6年(2024年)
10月11日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則	(〃) 1
○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県都市公園規則の一部を改正する規則	(〃) 2
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 3
○熊本県農地農振室設置規程	(〃) 15
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 16
○熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令	(〃) 16
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(〃) 17
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(〃) 17
○財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 20
○熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	(〃) 20
○熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令	(〃) 20
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 20
○熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 20
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 21
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	(〃) 21
○熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 21
○熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令	(〃) 22
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃) 22
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 23
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 23
登 載 依 頼	
○熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令	(災害対策本部) 24

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第27号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中 「政策監 知事秘書 政策調整監」 を 「政策調整監 知事秘書 政策監」 に、「課（グループ）付」を「課付」に改める。

附 則
この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第28号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（知事部局にあつては、課（グループ）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第29号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則

熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第30号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁舎等管理規則（昭和42年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2左欄中「課（グループ）」を「課」に改め、同表右欄中「各課（グループ）」を「各課」に、「秘書グループ課長」を「秘書課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第31号

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁用自動車管理規則（昭和46年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第9条中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第32号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「（知事部局にあつては課（グループ）をいう。以下同じ。）」を削る。
別表第4知事部局の項中「秘書グループ」を「秘書課」に改め、「危機管理防災課」の次に「、国際課」を加え、「観光国際政策課」を「観光文化政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第33号

熊本県都市公園規則の一部を改正する規則

熊本県都市公園規則（平成4年熊本県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条の表万日山緑地公園の項中「企画振興部地域・文化振興局地域振興課」を「企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月15日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。
 第2条第4号中「課（グループ）」を「課」に改める。
 第3条の見出し及び同条第1項中「課（グループ）」を「課」に改め、同条第2項中「
 球磨川流域復興局付を」の次に「、食のみやこ推進局に食のみやこ推進局付を」を加え、
 「及び球磨川流域復興局付」を「、球磨川流域復興局付及び食のみやこ推進局付」に、「
 課（グループ）」を「課」に改める。
 第4条第12項中「課（グループ）」を「課」に改め、同条第27項中「課（グループ）」
 を「課」に、「課（グループ）付」を「課付」に改め、同項を同条第29項とし、同条第
 26項中「課（グループ）」を「課」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第25項
 を第27項とし、同条第24項中「課（グループ）」を「課」に改め、同項を同条第26
 項とし、同条第23項中「課（グループ）」を「課」に改め、同項を同条第25項とし、
 同条第22項中「課（グループ）」を「課」に改め、同項を同条第24項とし、同条中
 21項を第22項とし、同項の次に次の1項を加える。
 23 食のみやこ推進局に課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。
 第4条中第20項を第21項とし、第15項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、同
 条第14項中「及び政策調整監」を削り、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第
 14項とし、第12項の次に次の1項を加える。
 13 部（公室）に政策調整監を置くことができる。
 第5条第12項中「政策監）」の次に「、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に
 置く政策調整監」を加え、「課（グループ）務」を「課務」に改める。
 第5条第13項から第15項までを次のように改める。
 13 政策調整監は、上司の命を受け、県政の重要課題に係る総合調整に関する事務を掌
 理し、特命事項を処理する。
 14 政策監は、上司の命を受け、部（公室）の所管に属する特命事項を掌理する。
 15 知事秘書は、上司の命を受け、知事秘書に関する事務を掌理し、特命事項を処理す
 る。
 第5条第27項中「課（グループ）付」を「課付」に改める。
 第6条の見出し及び同条中「課（グループ）」を「課」に改める。
 第8条第1項及び第9条第1項中「課（グループ）」を「課」に改める。

別表第1中「課（グループ）」を「課」に改め、同表知事公室の項中

秘書グループ
広報グループ
くまモングループ
危機管理防災課

を

秘書課
広報課
危機管理防災課
国際・くまモン局
国際課
くまモン課

に改め、

同表企画振興部の項中「地域・文化振興局」を「地域振興・世界遺産推進局」に、「文化
企画・世界遺産推進課」を「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」に改め、同表商工労働部の

項中	産業振興局	産業支援課
		エネルギー政策課
		企業立地課

を

産業振興局	産業支援課
	エネルギー
	企業立地課
食のみやこ推進局	販路拡大ビ

政策課

に改め、同表観光戦略部の項を次のように改める。

ジネス課

観光文化部	観光文化政策課
	観光振興課
	スポーツ交流企画課

別表第1 農林水産部の項中

農林水産政策課
団体支援課
流通アグリビジネス課

を

「食のみ」

農林水産政策課
 団体支援課
 やこ推進局 流通アグリビジネス課

に、「農地・担い手支援課」を「担い手支援課」

に改める。

別表第3の1の表秘書グループの部中「秘書グループ」を「秘書課」に改め、同表広報グループの部中「広報グループ」を「広報課」に改め、同表くまモングループの項を削り、同表に次のように加える。

国際課	国際課	1	国際化に係る施策の調整に関すること。	1	国際化に係る基本方針に関すること。					
		2	姉妹提携地域、友好提携地域の他の交流に関すること。							
		3	多文化共生に関すること。							
		4	国際協力に関すること。			1 海外技術研修及び職員研修の受入れを決定すること。	1 海外技術研修及び職員研修の受入れを決定すること。 2 海外に協力を要するに際しての対応。			
		5	海外移住及び在住外国人に関すること。			1 海外移住者及び留学生の受け入れを決定すること。	1 海外移住者及び留学生の受け入れを決定すること。 2 海外に在住する外国人の受け入れを決定すること。			
		6	一般旅券の発給の申請の受付に関すること。							
くまモン課		1	くまモンに関すること。							

別表第3の2の表人事課の部第11項課長専決事項の欄第1号中「課（グループ）」を「課」に改め、同表総務私学局の部県政情報文書課の款第10項中「他課（グループ）」を「他課」に改める。

別表第3の3の表地域・文化振興局の部中「地域・文化振興局」を「地域振興・世界遺産推進局」に改め、同部地域振興課の款第11項中「地域・文化振興局長」を「地域振興・世界遺産推進局長」に改め、同部文化企画・世界遺産推進課の款中「文化企画・世界遺産推進課」を「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」に改め、第1項から第3項までを削り、第4項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

			<p>3 第第規り賦可こ 法条のよ金許る 同2項に担のす 1 1 定負課をと</p> <p>4 第第よ変出す 法条に款届理と 4 6 項定の受こ 5 7 更をる</p> <p>5 第のよをる 法条に告す 5 7 規り受こ</p> <p>6 第第規り徴検る 法条のよのびす 5 8 1 定報収査こ</p> <p>7 第第規る(2る除及第規る聴す 5 9 1 定警同号もくび 4 4 定意取る</p>				
<p>5 商工会法 (昭和35 年法律第8 9号)の施 行に關す と。</p>			<p>1 第の基設可と 2 4 規に、認こ 規ぶ立すをる</p> <p>2 第第び条の基総総招をと 4 2 項及8項に、びの認こ 5 第第規づ会代集す 3 同 法条に準 4 4 項て</p>				

				力援変す。第7定経支に意べ。第第規の徴す。改事す。 続支の関と法第規の達画の述と法条のよの関と 業強化画にこ同条のよ発計すをこ同11項に告にこ 業強計更る 7 7 項に営援対見る 4 1 1 定報収る			
7	小規模事 業に關する こと支る。			1	1		
8	中小企 業に關する こと支る。						

別表第3の6の表商工雇用創生局の部商工振興金融課の款中第4項から第7項までを削り、同款第8項中「小規模事業に関する」とし、同款第9項を第5項とし、第10項から第13項までを削り、第14項を削り、第15項を第10項とし、第16項から第20項までを削り、同表に次のように加える。

食のや推 みこ進 局	販大 路ネ 拓ス ジ課	1	食のみの 熊本県 進進關 工こに 所労働 るも管 るもの る。に 限				
		2	県産品の 販路拡大的 係る施策 企画及 整に こと。調 る。				
		3	物産振興 に關する こと。				
		4	熊本産業 展場と關 示こ興 す振 質易 に關 こと。				
		5			1 貿易振 興企画及 調整にこ 。海外に おけ市見 本展示及 展の 会	1 貿易企 業の査実 調易及 賃に關 こ輸 品の イン改 に關 す	

					3 及びの決す。行のび整る。商団成関と 3 催加にこ貿機致絡関と。貿及び育にこ 4 開参定る。政誘連にこ。社体指す。	3 こと。易指相す 3 務及びにこ こと。貿のび関と。		
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------	--	--

別表第3の7の表の表名を「7 観光文化部」に改め、同表観光国際政策課の部中「観光国際政策課」を「観光文化政策課」に改め、同部中第1項から第9項までを削り、第10項を第7項とし、同項の前に次の6項を加える。

1	観光に係る施策の調整に関すること。	係の調進こ						
2	文化振興の施策の画、調整及び推進すること。	行政係企及関 の振興の整に 策の企及関 画の整に 、調進こ 、推進こ す						
3	文化団体に関する育成の所管も。	関係す(教のす除 関に(員の 文と(会属を 化委にの 団委の 体管の る						
4	伝統的工芸品の育成に関すること。	工業のす 統業関 伝産に 品成こ 育に る						
5	県立劇場に関すること。	劇場こ						
6	博物館ネットワークセンターに関すること。	ネットワー クセ ンタ ーに 関 す こ と						

別表第3の7の表観光国際政策課の部第11項中「観光戦略部長室」を「観光文化部長室」に改め、同項を同部第8項とし、同表観光企画課の部を削り、同表観光振興課の部中第2項を削り、第1項を第12項とし、同項の前に次の11項を加える。

1	観光に係る施策の画にすること。	係の企 の 画 に 関 す こ と						
2	観光に関すること。	報 告 に 関 す こ と						
3	観光関係団体の育成に関すること。	係の指 導 に 関 す こ と						
4	通訳士に関すること。	内 務 に 関 す こ と	1	通 訳 案 登 録 を す こ と				

5 旅 行 業 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 3 9 号) に 関 する 事 。			1 旅 行 業 法 第 3 9 条 の 2 に 関 する 事 。	1 旅 行 業 法 第 3 9 条 の 2 に 関 する 事 。		
6 観 光 統 計 に 関 する 事 。						
7 観 光 施 設 の 整 備 及 び 維 持 管 理 に 関 する 事 。						
8 国 際 観 光 ホ テ ル 法 (昭 和 4 年 法 律 第 2 7 9 号) の 施 行 に 関 する 事 。			1 同 法 第 2 条 の 2 に 関 する 事 。	1 同 法 第 4 条 の 1 に 関 する 事 。		
9 熊 本 県 野 外 劇 場 に 関 する 事 。						
1 0 観 光 審 議 会 に 関 する 事 。						
1 1 コ ン テ ン ツ を 活 用 し た に 関 する 事 。						

別表第3の7の表観光振興課の部の次に次のように加える。

ス ポ ー ツ 交 流 企 画 課	1 ス ポ ー ツ を 活 用 し た に 関 する 事 。					
-------------------	--------------------------------	--	--	--	--	--

	2 スポーツ施設の企画に関すること。						
--	--------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表販路拡大ビジネス課の部を削る。
 別表第3の8の表中流通アグリビジネス課の部を削り、生産経営局の部の前に次のように加える。

食のや推 みこ進 局		1	食のみのや 熊本県のの 推進に及る 企画調整に 合するこ。と。						
		2	食のみのや 推進に及る 企画調整に 合するこ。と。						
	流通ア グリビ ス課	1	食のみのや 熊本県(農 推進と産の る林水管に 所るも)の る。)						
		2	農林水産 物の流通対 の企画及 策の調整 びするこ す業振興 林及び水 興課が す課も 除く。)						
		3	農林水産 物の販路 大に係る 画の策定 び農林宣 物関する (林業振 課及び興 振興課 管す除 く。)						
		4	農林水産 物の流通 系の整備 係の計画 策定に及 進こ興 振興課 水が も除 く。)						
		5	農林水産 物の加工 関するこ (林業振 課及び興 振興課 管す除 く。)						

	を除く。)						
6	。その他農 林水産物の 流通対策に 関すること (林業振興 課及び水産 振興課を除 く。)						
7	。地産地消 の推進に関 すること。						
8	。卸売市場 に関するこ と。						
9	。農商工連 携に関する こと。						
10	。農業へ の企業参入 に関するこ と。						
11	。フード パレーに関 すること。						

別表第3の8の表生産経営局の部農地・担い手支援課の款中「農地・担い手支援課」を「担い手支援課」に改め、同款中第1項から第6項までを削り、第7項を第1項とし、第8項を第2項とし、第9項を削り、第10項を第3項とし、第11項から第16項までを7項ずつ繰り上げる。
別表第3の8の表農村振興局の部農村計画課の款中第5項及び第6項を削り、第4項の次に次の1項を加える。

5	農地農振 室に 関する こと。						
(1)	農 業振興 地域の 整備に 関する こと。						
(2)	農 業振興 促進審 議会に 関する こと。						
(3)	農 村地の 産の導 への促 業の進 入等 進関 進事 に 関 する こと。						
(4)	農 地法(2 昭27年 7月29 日法律 29号規 定)に 転用 及び						

財関こ 農にる 作産すと (5)業及業会すと						
(6)民停昭 事調(6律 法2法2 和2号)づ 年第2号)事 2に基農 く農停 調関すと						
(7)農 地対働 等徴収 金に関 すとこ						

別表第3の8の表農村振興局の部農村計画課の款中第7項を第6項とし、同部農地整備課の款に次の2項を加える。

12 地改良 に係る 機関等 調整及 営土の 事業の に關す と。						
13 地改良 に係る 計画と 整及の 計画の に關す と。						

附 則
この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農地農振室設置規程を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県農地農振室設置規程
(設置)

第1条 農地の利用及び確保に係る取組を推進するため、農林水産部農村振興局農村計画課に農地農振室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関すること。
- (2) 農業振興促進審議会に関すること。
- (3) 農村地域への産業の導入の促進等に関すること。

- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による転用及び自作農財産に関すること。
- (5) 農業会議及び農業委員会に関すること。
- (6) 民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく農事調停に関すること。
- (7) 農地対価等徴収金に関すること。

（職員）

- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

- 第4条 室長は、農林水産部農村振興局農村計画課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農林水産部農村振興局農村計画課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項については、農林水産部農村振興局農村計画課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ農林水産部農村振興局農村計画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

- 第6条 室の庶務は、農林水産部農村振興局農村計画課において行う。

（雑則）

- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第20条中「本庁企画振興部地域・文化振興局地域振興課」を「本庁企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課」に改める。

別表第3総務部の部振興課の項分掌事務の欄第2号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同表農林部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第8号中「及び流通アグリビジネス課」を「、食のみやこ推進局流通アグリビジネス課」に、「農村振興局むらづくり課」を「農村振興局農村計画課農地農振室及びむらづくり課」に改める。

別表第8総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同表農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第8号中「及び流通アグリビジネス課」を「、食のみやこ推進局流通アグリビジネス課」に、「農村振興局むらづくり課」を「農村振興局農村計画課農地農振室及びむらづくり課」に改める。

別表第13総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同表農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第8号中「及び流通アグリビジネス課」を「、食のみやこ推進局流通アグリビジネス課」に、「農村振興局むらづくり課」を「農村振興局農村計画課農地農振室及びむらづくり課」に改める。

別表第17総務部の部総務振興課の項分掌事務の欄第11号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同表農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第8号中「及び流通アグリビジネス課」を「、食のみやこ推進局流通アグリビジネス課」に、「農村振興局むらづくり課」を「農村振興局農村計画課農地農振室及びむらづくり課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令
 熊本県法令審議会規程（昭和27年熊本県訓令第584号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2項中「政策監）」の次に「、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監」を加える。

附 則
 この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。
 第2条第2号の表その他の職員の部本庁の職員（知事公室付及び球磨川流域復興局付の職員を除く。）の項中「及び球磨川流域復興局付」を「、球磨川流域復興局付及び食のみやこ推進局付」に改め、同部本庁の職員（球磨川流域復興局付の職員に限る。）の項の次に次のように加える。

本庁の職員（食のみやこ推進局付の職員に限る。）	農林水産部に置く政策調整監
-------------------------	---------------

第18条第2項中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則
 この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
 熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
 第9条第3項並びに第11条第3項及び第5項中「課（グループ）」を「課」に改める。
 別表第1の1の項から4の項まで、同表6の項から9の項まで及び同表22の項の規定中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改め、同表中76の項を80の項とし、59の項から75の項までを4項ずつ繰り下げ、58の項を61の項とし、同項の次に次の1項を加える。

62	熊本県農林水産部政策調整監印	方 2 1	一般文書用	農林水産部食のみやこ推進局付	農林水産部に置く政策調整監
----	----------------	-------	-------	----------------	---------------

別表第1中57の項を60の項とし、同表56の項公印の種類欄中「何課長（何グループ課長）」を「何課長」に改め、同項使用する機関の欄中「何課（グループ）」を「何課」に改め、同項を同表59の項とし、同表中55の項を58の項とし、46の項から54の項までを3項ずつ繰り下げ、45の項を47の項とし、同項の次に次の1項を加える。

48	熊本県農林水産部食のみやこ推進局長印	方 2 1	一般文書用	農林水産部食のみやこ推進局	流通アグリビジネス課長
----	--------------------	-------	-------	---------------	-------------

別表第1の44の項公印の種類欄中「熊本県観光戦略部長印」を「熊本県観光文化部長印」に改め、同項使用する機関の欄中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同項を同表46の項とし、同表中43の項を44の項とし、同項の次に次の1項を加える。

45	熊本県商工労働部食のみやこ推進局長印	方 2 1	一般文書用	商工労働部食のみやこ推進局	販路拡大ビジネス課長
----	--------------------	-------	-------	---------------	------------

別表第1中42の項を43の項とし、31の項から41の項までを1項ずつ繰り下げ、同表30の項公印の種類欄中「熊本県企画振興部地域・文化振興局長印」を「熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局長印」に改め、同項使用する機関の欄中「企画振興部地域・文化振興局」を「企画振興部地域振興・世界遺産推進局」に改め、同項を同表31の項とし、同表中29の項を30の項とし、26の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項の次に次の1項を加える。

26	熊本県知事公室国際・くまモン局印	方 2 1	一般文書用	知事公室国際・くまモン局	国際課長
----	------------------	-------	-------	--------------	------

別表第2中76を80とし、59から75までを4ずつ繰り下げ、58を61とし、そ

の次に次のように加える。

6 2

熊	本	県
農	林	水産部
政	策	調整監

縦21 横21

別表第2中57を60とし、46から56までを3ずつ繰り下げ、45を47とし、その次に次のように加える。

4 8

熊	本	県
農	林	水産部
食	の	みやこ
推	進	局長

縦21 横21

別表第2中44を削り、43を44とし、その次に次のように加える。

4 5

熊	本	県
商	工	労働部
食	の	みやこ
推	進	局長

縦21 横21

4 6

熊	本	県
観	光	文
化	部	長

縦24 横24

別表第2中42を43とし、31から41までを1ずつ繰り下げ、30を削り、29を30とし、その次に次のように加える。

3 1

熊	本	県	企	画
振	興	部	地	域
振	興	・	世	界
遺	産	推	進	局
長				

縦21 横21

別表第2中28を29とし、27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

2 6

熊	本	県
知	事	公
国	際	・
モ	ン	局
長		

縦21 横21

別表第3の1の項から3の項までの規定中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改め、同表4の項電子印に用いる公印の種類欄中「熊本県観光戦略部長印」を「熊本県観光文化部長印」に改め、同項使用する機関の欄中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同表6の項電子印に用いる公印の種類欄中「熊本県観光戦略部販路拡大ビジネス課長印」を「熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課長印」に改め、同項使用する機関の欄中「観光戦略部販路拡大ビジネス課」を「商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課」に改め、同表18の項及び19の項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改める。

別表第4の4を次のように改める。

4

熊	本	県
観	光	文
化	部	長

縦24 横24

別表第4の6を次のように改める。

6

熊	本	県	商	工
労	働	部	食	の
み	や	こ	推	進
局	販	路	拡	大
ビ	ジ	ネ	ス	課
長				

縦21 横21

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令
財産取扱者設置規程（昭和39年熊本県訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。
第1条中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改める。
第2条の見出し及び同条第1項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に、「当該課（グループ）」を「当該課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令
熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和41年熊本県訓令甲第3号）の一部を次のよう
に改正する。
第2条第1号中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令
熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「政策監」の次に「、食のみやこ推進局付にあつては農林水産部に
置く政策調整監」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正す
る。
第2条第2号中「課（グループ）」を「課」に改める。

第2条第4号中「政策監」の次に「、食のみやこ推進局付にあつては農林水産部に置
く政策調整監」を加える。

第15条第1項中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第26号
熊本県公営企業管理規程第10号
熊本県教育委員会訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 育 成 課
教 育 課
本 庁 警 察 部

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬
熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「観光戦略部政策審議監」を「観光文化部政策審議監」に改める。
別表第2中「秘書グループ課長」を「秘書課長」に、「観光国際政策課長」を「観光文化政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第27号
熊本県公営企業管理規程第9号
熊本県教育委員会訓令第9号
熊本県警察本部訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 育 成 課
教 育 課
警 察 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬
熊本県教育長 白 石 伸 一
熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「掲げる課（グループ）」を「掲げる課」に、「関係課（グループ）」を「関係課」に改め、同項第1号中「広報グループ課長」を「広報課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第28号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「課（グループ）」を「課」に改める。

附 則
この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第29号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。
第5条第5項中「政策監」の次に「、食のみやこ推進局付にあつては農林水産部に置く政策調整監」を加える。

附 則
この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第30号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。
第1条中「課（グループ）」を「課」に改め、同条の表知事公室秘書グループの項中「
知事公室秘書グループ」を「知事公室秘書課」に、「知事公室付」を「知事公室広報課」
に、「知事公室広報グループ」を「知事公室付」に、「知事公室くまモングループ」を「
知事公室国際・くまモン局くまモン課」に改め、同表企画振興部企画課の項中「企画振興
部地域・文化振興局地域振興課」を「企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課」
に、「企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課」を「企画振興部地域振興

「商工労働部商工政策

・世界遺産推進局阿蘇草原再生・世界遺産推進課」に改め、同表中

観光戦略部観光国際

農林水産部農林水産

「商工労働部商工政策課		商工 金融 商工 創生 商工 策課 商工 大ビ
観光文化部観光文化政策課		観光 観光
農林水産部農林水産政策課		農林 農林 グリ 農林

を

課	商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課
	商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課
	商工労働部産業振興局産業支援課
	商工労働部産業振興局エネルギー政策課
政策課	観光戦略部観光企画課
	観光戦略部観光振興課
	観光戦略部販路拡大ビジネス課
政策課	農林水産部団体支援課
	農林水産部流通アグリビジネス課

労働部商工雇用創生局商工振興課
労働部商工雇用創生局労働雇用課
労働部産業振興局産業支援課
労働部産業振興局エネルギー政

労働部食のみやこ推進局販路拡
ジネス課
文化部観光振興課
文化部スポーツ交流企画課
水産部団体支援課
水産部食のみやこ推進局流通ア
ビジネス課
水産部食のみやこ推進局付

に改め、同表農林水産部生産経営局農業技術課の項中「

農林水産部生産経営局農地・担い手支援課」を「農林水産部生産経営局担い手支援課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第31号
熊本県公営企業管理規程第7号
熊本県病院局管理規程第4号
熊本県教育委員会訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
病 院 局
教 育 局
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊 本 県 知 事 木 村 敬
熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 平 井 宏 英
熊 本 県 教 育 長 白 石 伸 一

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改め、同条第2項、第4項及び第5項中「広報グループ課長」を「広報課長」に改める。
第8条中「広報グループ課長」を「広報課長」に改める。
第10条中「にあっては、」を「にあっては」に改め、「政策監）」の次に「、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監」を加え、「広報グループ課長」を「広報課長」に改める。
第11条中「知事公室広報グループ」を「知事公室広報課」に改める。
別表第1中「観光戦略部政策審議監」を「観光文化部政策審議監」に改める。
別表第2中「観光戦略部政策調整審議員」を「観光文化部政策調整審議員」に改める。
附 則
この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

熊本県訓令第32号
熊本県公営企業管理規程第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「課（グループ）」を「課」に改める。
第5条第1項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改め、同条第2項中「政策監）」の次に「、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監」を加える。
第6条第1項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改める。
第7条第1項中「課（グループ）」を「課」に改める。
第15条第3項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改める。
第17条第1項中「各課（グループ）」を「各課」に、「当該課（グループ）の長」を

「当該課の長」に改める。
 第18条第1項中「各課（グループ）」を「各課」に改め、同条第2項及び第3項中「本庁のグループ又は文書管理出先機関の部若しくは室」を「文書管理出先機関の部又は室」に改め、同条第4項、第5項及び第8項中「本庁のグループを含む。」を削る。
 第26条第1項中「他課（グループ）」を「他課」に改め、同条第2項中「課（グループ）」を「課」に改める。
 第28条中「課（グループ）」を「課」に改める。
 第31条第1項及び第2項中「課（グループ）」を「課」に改める。
 第33条第1項及び第5項第1号中「当該課（グループ）」を「当該課」に改め、同条第9項中「秘書グループ」を「秘書課」に改め、同条第10項中「各課（グループ）」を「各課」に改める。
 第37条中「本庁のグループを含む。」を削る。
 第40条第4項中「本庁各課（グループ）」を「本庁各課」に改める。
 第42条中「本庁のグループを含む。」を削る。
 「知事公室付 知付 秘書課 秘
 秘書グループ 秘 広報課 広
 広報グループ 広 危機管理防災課 危防 に、「文
 くまモングループ くま を 知事公室付 知付
 危機管理防災課 危防 国際課 国
 くまモン課 くま 」 「観光
 企画・世界遺産推進課 文世」を「阿蘇草原再生・世界遺産推進課 阿世」に、 観光
 国際政策課 観政 「販路拡大ビジネス課 販ビ 観光文化政策課 観文政 に、「流通アグリビジネス課
 企画課 企振 を 観光振興課 観振 スポーツ交流企画課 スポ」
 振興課 観振 流通アグリビジネス課 流ア」を「食のみやこ推進局付 食付」に、「農地・担い手支援課 農担」を「担い手
 拡大ビジネス課 販ビ」
 流ア」を「食のみやこ推進局付 食付」に、「農地・担い手支援課 農担」を「担い手
 支援課 担支」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

登載依頼

熊本県災害対策本部訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局
 教 育 庁
 県 警 本 部

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令
 熊本県災害対策本部規程（昭和38年熊本県災害対策本部訓令第1号）の一部を次のよ
 うに改正する。

第8条第4号中「各課（グループ）」を「各課」に改める。
 第9条第5項中「関係課（グループ）員」を「関係課員」に改める。
 第12条第1項中「観光戦略対策部」を「観光文化対策部」に改める。
 第13条第4項中「関係課（グループ）」を「関係課」に改める。

附 則
 この訓令は、令和6年10月15日から施行する。